

# 仕 様 書

1. 件 名 教育用 CAD システムの借入れ（長期継続契約）
2. 数 量 1 式
3. 機器構成

|      |                     |      |
|------|---------------------|------|
| (1)  | 認証兼ファイルサーバ          | 1 式  |
| (2)  | クライアント管理システムサーバ     | 1 式  |
| (3)  | サーバ周辺機器             | 1 式  |
| (4)  | ワークステーション（教員/学生）    | 56 台 |
| (5)  | 中間モニター              | 28 台 |
| (6)  | セキュリティワイヤー          | 56 個 |
| (7)  | プリンター               | 3 台  |
| (8)  | ネットワーク機器            | 1 式  |
| (9)  | 3次元 CAD（CAE ソフトを含む） | 1 式  |
| (10) | クライアント管理システムソフト     | 1 式  |
| (11) | 授業支援ソフト             | 1 式  |
4. 借入期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで
5. 履行場所 東京都立大学（南大沢キャンパス）9号館263室
6. 安 全 性 本装置を納入するにあたっては、地震等の災害時に対する安全対策（転倒防止等）に万全の処置を講ずること。
7. 支払方法 貸借人は、借入れにかかる代金を月毎に請求するものとする。ただし、貸借人が適正な請求書を受領した後、60日以内に支払を行うものとする。
8. そ の 他
  - (1) 本件の実施にあたっては、別添「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。
  - (2) アフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていること。
  - (3) 装置利用者に対する操作方法について十分な教育を行うこと。
  - (4) 搬入出、養生、据付、調整、リース終了時の機器撤去等の費用を全て含めること。
  - (5) 連絡先・履行場所等の名称に変更があった場合には、別途通知するので、組織改正等に対応すること。
    - (6) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
      - ① 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)

第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、または提出すること。

（7） 本仕様に関して不明な点が生じた場合は、本学担当者と協議し決定すること。

9. 担 当 者 東京都八王子市南大沢 1 - 1 東京都立大学（南大沢キャンパス）  
機械システム工学科 小原 電話 042-677-2711  
理系管理課会計係 福田 電話 042-677-1111 内線 3015

# システム仕様書

## 1 基本仕様

- 1.1 サーバ、ワークステーション、プリンターからなる構成であり、十分な CPU 能力、主記憶容量、外部記憶容量を備え、高速処理が可能であること。
- 1.2 日常のシステム管理が容易で、しかも操作性に優れていること。システムは安全性が高く、ユーザごとに使用環境のカスタマイズが独立に可能であること。また、学生用ワークステーションは Windows 環境で日本語対応であること。
- 1.3 システムは学内のネットワークに接続され、かつシステムの機器間が高速のイーサネットに結ばれていること。十分なウイルス対策を施した上で、インターネットに接続できること。
- 1.4 管理性の向上を実現すると共に、耐障害性に優れ、かつ利用者サービスの低下を引き起こさないクライアント管理システムであること。万一サーバ障害が発生したとしても、授業ができなかったり、授業が途中でストップしてしまったりというようなことのないシステムであること。
- 1.5 3次元 CAD（2次元 CAD，構造解析・熱流体解析・機構解析の CAE ソフトを含む）を用いて、CAD/CAE 教育ができること。
- 1.6 数値解析教育、情報教育のためのツールとして、Microsoft Word、Excel、PowerPoint に加え、本学がライセンスを保有する数値解析ソフトウェア（MATLAB、Simulink 及びそれらの Toolbox）と数式処理システム（Maple）のほか、ウイルス対策ソフトがインストールされ、すべてのワークステーションで使用可能な状態にすること。

## 2 その他

- 2.1 賃借期間において、納入システムの正常な稼動を維持管理できる体制を有すること。
- 2.2 現行 CAD システムからの円滑な移行を行うため、現行システムにおけるデータの移行については担当者と協議の上、適切に実施すること。
- 2.3 新規で LAN 配線、モニター配線、電源配線等の作業を行うこと。
- 2.4 電源はサーバラック用 2 回路、プリンター用 1 回路を新規配線すること。PC 端末及び中間モニターは既設床下コンセントからの新規 0A タップ設置すること。工事にあたっては一般建設業電気通信工事業の資格を持った者が作業にあたること。
- 2.5 保守の対応は下記の通り実施すること。
  - 2.5.1 保守受付対応にあたっては、保守問い合わせ窓口を設置し、技術的な操作や障害・原因切り分けに関する問い合わせ対応を行うこと。問い合わせ方法は、E-Mail を用意すること。問い合わせ窓口は一本化すること。問い合わせ後、受け付けたことを 24 時間以内に連絡すること。
  - 2.5.2 障害等が発生した場合はリモートによる接続の同意を得た後にリモートツールにて障害の切り分けを行い、復旧が必要な場合はリモートによる対応を行うこと。サーバ及びワークステーションのハードウェア障害に関しては、技術者訪問による修理対応を行うこと。
  - 2.5.3 4 年間の運用保守費用（イメージ更新は 1 回/4 年以上）を含めること。ただし機器の交

換作業、プリンター用紙、トナーの交換は本学が行う。

- 2.5.4 ソフトウェア等の脆弱性対策については、本学の問い合わせに適宜対応し、対策が必要となった場合には本学担当者と調整の上、対応すること。
- 2.5.5 修理対応にあたってはメーカー認定資格を持った技術者が行うこと。
- 2.5.6 入札時点で導入業者は下記資格を保有していることが望ましい。
  - 2.5.6.1 次世代育成支援対策推進法（次世代法）第13条に基づく認定（くるみん認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」
  - 2.5.6.2 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）に関する「基準適合一般事業主認定通知書」
  - 2.5.6.3 健康経営優良法人2021（大規模法人部門（ホワイト500））の認定
  - 2.5.6.4 個人情報の適切な取扱いを実施している事業者であることを認定する「プライバシーマーク」
  - 2.5.6.5 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格 ISO/IEC 27001
  - 2.5.6.6 品質マネジメントシステムに関する国際規格 ISO9001

### 3 操作説明

- 3.1 管理者向け説明会を実施すること。
- 3.2 導入する3次元CADに関して、担当教員に向けて新機能の操作説明会を半日程度実施すること。

### 4 下記ドキュメントを納品すること

- 4.1 基本設計書
- 4.2 詳細設計書（パラメータシート）
- 4.3 試験成績書
- 4.4 運用手順書

## 5 機能要件

### 5.1 認証兼ファイルサーバ 1式

- 5.1.1 筐体：ラックマウント型 1U
- 5.1.2 OS：Windows Server Standard 2019
- 5.1.3 CPU：Xeon Silver 4208 2.10GHz/8C 以上
- 5.1.4 メモリ：32GB 以上
- 5.1.5 ディスク：900 GB ×10（10,000rpm、SAS、RAID5 + スペア設定、ホットプラグ対応）
- 5.1.6 光学ドライブ：DVD-ROMドライブ以上（外付け可）
- 5.1.7 LAN：Gigabit 対応 ネットワークポート ×2 以上
- 5.1.8 電源：冗長化構成であること。
- 5.1.9 寸法：導入するサーバラックに収容可能であること。
- 5.1.10 重量：20kg 以下
- 5.1.11 保守は4年間平日のオンサイト・サービスとすること。
- 5.1.12 CPU、メモリ、ハードディスク、電源、ファン、電圧、温度の障害検知機能があること。またその内容を管理者が確認できる手段を講じること。
- 5.1.13 CPU、メモリ、ハードディスク、電源、ファンの事前障害予知機能をハードウェアの機能として有すること。またその内容を管理者が確認できる手段を講じること。
- 5.1.14 LEDの点灯により障害発生個所が容易に判別出来る機能を有すること。
- 5.1.15 Active Directory を新規で構築すること。
- 5.1.16 ファイルを用いた学生の一括登録および個別のユーザ登録が既存環境と同様に行なえること。
- 5.1.17 ユーザごとにホームをマウントすること。
- 5.1.18 ユーザごとにクォータ値を設定すること。
- 5.1.19 共有フォルダを作成・設定すること。（レポート提出フォルダ、資料配布用フォルダ、共同作業用フォルダ）
- 5.1.20 ウイルス対策を行うこと。

### 5.2 クライアント管理システムサーバ 1式

- 5.2.1 筐体：ラックマウント型 1U
- 5.2.2 OS：Windows Server Standard 2019
- 5.2.3 CPU：Xeon Bronze 3204 1.90GHz/6C 以上
- 5.2.4 メモリ：24GB 以上
- 5.2.5 ディスク：1.2TB ×7（10,000rpm、SAS、RAID5 + スペア設定、ホットプラグ対応）
- 5.2.6 LAN：Gigabit 対応 ネットワークポート ×4 以上
- 5.2.7 電源：冗長化構成であること。
- 5.2.8 寸法：導入するサーバラックに収容可能であること。
- 5.2.9 重量：20kg 以下
- 5.2.10 保守は4年間平日のオンサイト・サービスとすること。
- 5.2.11 CPU、メモリ、ハードディスク、電源、ファン、電圧、温度の障害検知機能があるこ

と。またその内容を管理者が確認できる手段を講じること。

- 5.2.12 CPU、メモリ、ハードディスク、電源、ファンの事前障害予知機能をハードウェアの機能として有すること。またその内容を管理者が確認できる手段を講じること。
- 5.2.13 LEDの点灯により障害発生個所が容易に判別出来る機能を有すること。
- 5.2.14 クライアント管理システムを導入構築すること。
- 5.2.15 ウイルス対策を行うこと。

### 5.3 サーバ周辺機器

#### 5.3.1 サーバラック 1台

- 5.3.1.1 サーバシステム一式が搭載できること。
- 5.3.1.2 転倒防止策を施すこと。

#### 5.3.2 UPS 1式

- 5.3.2.1 ラックマウント型であること。
- 5.3.2.2 サーバ群が安全にシャットダウンできる容量を有すること。
- 5.3.2.3 停電時に接続するサーバが自動シャットダウンできること。
- 5.3.2.4 保守は4年間平日のオンサイト・サービスとすること。

#### 5.3.3 バックアップ装置 1式

- 5.3.3.1 認証兼ファイルサーバ及び、クライアント管理システムサーバのバックアップを行うこと。
- 5.3.3.2 世代管理は2世代以上行うこと。
- 5.3.3.3 週次でバックアップを行うこと。
- 5.3.3.4 保守は4年間の平日オンサイト・サービスとすること。HDDの返却は不要とすること。

### 5.4 ワークステーション（教員用 1台、学生用 55台）

- 5.4.1 CADソフトの処理に優れたワークステーションモデルであること。
- 5.4.2 OS：Windows 10 Enterprise LTSC
- 5.4.3 CPU：Intel Core i5 3.30GHz 相当以上  
(導入する3次元CADの動作検証が取れているものを選定すること)
- 5.4.4 メモリ：16GB 以上
- 5.4.5 SSD：512GB (NVMe) 以上
- 5.4.6 グラフィック：NVIDIA Quadro P620 以上  
(導入する3次元CADの動作検証が取れているものを選定すること)
- 5.4.7 LAN：Gigabit 対応
- 5.4.8 USB：前面 USB 3.1 TypeC×1、TypeA×4、背面 USB3.1×2、USB2.0×2 以上
- 5.4.9 オーデ：前面マイク入力×1、コンボジャック×1
- 5.4.10 キーボード：テンキー独立型の日本語キーボードであること。
- 5.4.11 マウス：レーザーマウスであること。
- 5.4.12 寸法：幅 100mm×奥行 400mm×高さ 400mm 以内（スタンドは含まない）

- 5.4.13 重量：6kg 以下（スタンドは含まず）
  - 5.4.14 消費電力：135W 以下
  - 5.4.15 モニター：23.8 インチ以上であること。
  - 5.4.16 Full HD 1920 x 1080 モード対応
  - 5.4.17 HDMI 端子×1 以上
  - 5.4.18 幅 541mm×奥行 174mm×高さ 435mm 程度以内
  - 5.4.19 クライアント管理システムを導入すること。
  - 5.4.20 ウイルス対策を行うこと。
  - 5.4.21 ウイルス対策ソフトのパターンファイルは自動的に更新できるように設定すること。  
パターンファイルの自動更新の頻度は本学担当者とは別途協議の上、決定する。
  - 5.4.22 本学で所有しているワードプロセッサ、表計算ソフト、プレゼンテーションソフト（WORD、EXCEL 及び POWER POINT）、数値解析ソフトウェア（MATLAB、SIMULINK およびそれらの Toolbox）、数式処理システム(Maple) の導入を行うこと。
- 5.5 中間モニター 28 台
- 5.5.1 21.5 インチ以上であること。
  - 5.5.2 Full HD 1920 x 1080 モード対応
  - 5.5.3 HDMI 端子×1 以上
  - 5.5.4 ワークステーション用のディスプレイ 2 台とならべて幅 1600mm のテーブルに収まること。
  - 5.5.5 教員機及び持ち込み端末の入力ソースの切り替えが出来、中間モニター及びプロジェクターへ映像が配信出来ること。
- 5.6 PC 周辺機器
- 5.6.1 セキュリティワイヤー 1 式
    - 5.6.1.1 ワークステーション本体の盗難防止対策を行うこと。
    - 5.6.1.2 マスターキータイプとすること。
  - 5.6.2 プリンター 3 台
    - 5.6.2.1 プリント方式 半導体レーザー＋乾式電子写真方式
    - 5.6.2.2 動作モード LIPS V に対応していること
    - 5.6.2.3 印刷速度：33 枚/分（A4 横・片面）以上
    - 5.6.2.4 両面印刷が可能であること。
    - 5.6.2.5 解像度：2400dpi 相当であること。
    - 5.6.2.6 対応用紙サイズ：A3/B4/A4/B5
    - 5.6.2.7 用紙容量：手差し 100 枚＋給紙トレイ 250 枚以上
    - 5.6.2.8 インターフェース：Gigabit 対応 ネットワークポート、USB
    - 5.6.2.9 消費電力：最大 1,220W 以下
    - 5.6.2.10 保守は 4 年間の平日オンサイト・サービスとすること。
- 5.7 ネットワーク機器 1 式

- 5.7.1 10/100/1000Mbps RJ-45 のポートを必要数備えたスイッチを用意すること。
- 5.7.2 マルチキャストルーティングに対応していること。
- 5.7.3 サーバスイッチはリンクアグリケーションに対応していること。
- 5.7.4 保守は4年間の平日オンサイト・サービスとすること。

## 5.8 CAD システム 56 式

- 5.8.1 3次元 CAD は現行で使用の SolidWorks と完全互換を持つものであること。
- 5.8.2 Windows 完全対応ソリッドモデラーの3次元 CAD が装備されていること。
- 5.8.3 3次元 CAD はヒストリーベースであること。
- 5.8.4 設計流用を目的とした標準部品の登録及び利用の機能を有すること。
- 5.8.5 穴、リブなどの形状を規則的に配置できること。また不規則的に形状を配置する場合、配置をスケッチ上の任意の点で指定できること。
- 5.8.6 ボスやリブなどの大きさ、位置をマウスの操作により、直接変更できること。また変更の際、ダイナミックにレビューする機能を有すること。
- 5.8.7 作成または読込をしたサーフェスのトリム、延長を行うことができること。またその後、パラメトリックに形状を変更できること。さらにマウスによってダイナミックにレビュー及び変更ができること。
- 5.8.8 作成または読込をしたサーフェス面をその形状履歴を消すことなく、指定された別の面に入れ替えて形状を再度作成する機能を有すること。
- 5.8.9 複数部品からなる組立製品について、その構成パターンを複数保存しかつ、それぞれについて名前を付けることができること（各部品の抑制、表示情報など）。これらの保存情報を EXCEL の表形式によって制御できること、またマウスのダブルクリック等の操作により簡単に再現できること。
- 5.8.10 アセンブリ内での設計においては関連部品との兼ね合い等を意識し、形状を関連付けて、部品設計を行う必要がある。この際に自動的に関連付けをする機能、及び設計者が任意に関連付けを一時的もしくは完全にはずす機能を有すること。
- 5.8.11 多数の部品から構成される図面を作成する際には作業性を考える必要がある。このため図面化の際、一時的に3次元データと連携させたり、連携をはずしたりする機能(高速図面編集機能)を有すること。
- 5.8.12 複数部品からなる図面を作成する際に区別をしやすくするため、構成部品でのレイヤー(画層)管理機能を有すること、また指定した平面移行の部品を図面に表示しないこと。
- 5.8.13 2次元 CAD 図面をスムーズに3次元化するためのツールを有すること。
- 5.8.14 3次元 CAD がない環境下でも、3次元 CAD 図面を極端にコンパクトにし、その中にビューワーシステムも含めた形で3次元 CAD のネイティブファイル(部品・アセンブリ、図面ファイルのすべて)を直接読み込む機能を有すること。
- 5.8.15 Microsoft Visual for Application(VBA)、Visual C++、OLE をサポートし、豊富なツールを標準で有すること。
- 5.8.16 サーフェスの連続性をビジュアルにチェックすることができる、ゼブラシェーディング

- グ機能を有すること。
- 5. 8. 17 以下の形式のファイルとのデータ交換機能を有すること。  
IGES, STEP、SAT (ACIS)、Parasolid、DXF, DWG, STL, VRML, VDA-  
FS, Pro/ENGINEER, CATIA, Unigraphics, Mechanical, Desktop, IPT, PAR, JP, TIFF, Viewpoint  
, Reality Wave, CGR, VTU, HCG
  - 5. 8. 18 データ管理オプションとしてのデータの一元管理機能を有し、サーバへのチェックイン・チェックアウト（データ書庫への入庫、出庫）機能を有すること。
  - 5. 8. 19 設計変更に対応するため各部品及び関連文書の自動もしくは半自動のリビジョン（版数）管理ができること。
  - 5. 8. 20 複数の設計者での共同設計に適した排他制御機能を有すること。
5. 9 CAE（機構解析）ソフト 56 式
- 5. 9. 1 3次元CADに完全統合された環境で、3次元CADのオプションの一つとして動作するWindows準拠のシステムが装備されること。
  - 5. 9. 2 3次元CADそのもののウィンドウやビューコマンドを使ってモデルの作成や結果の表示を行うことができること。
  - 5. 9. 3 3次元CADでの形状パラメータの変更が直接反映でき、形状モデルを再構築することなく、動作すること。
  - 5. 9. 4 3次元CADのアセンブリモデルにおけるパーツ間の拘束条件を自動認識するとともに各種ジョイントを手動でも設定できる機能を有すること。
  - 5. 9. 5 アセンブリ、キネマティクス、スタティクス、ダイナミクス解析機能を有すること。線形、ねじりバネ及びダンパの入力が可能であること。並進/回転モーションが入力可能であること。
  - 5. 9. 6 2つ以上の部品の接触定義が可能で、接触部分ごとに静摩擦係数・動摩擦係数を入力できること。またジョイント部分にはその形状を考慮した摩擦の定義が可能であること。
  - 5. 9. 7 力及びトルクの入力機能を有すること。シミュレーション結果はAVIファイル（アニメーション）、VRMLファイル（アニメーション、インターネット）、CSVファイル等で出力可能であること。
5. 10 CAE（構造解析）ソフト 56 式
- 5. 10. 1 3次元CADに完全統合された環境で、3次元CADのオプションのひとつとして動作するWindows準拠のシステムが装備されること。
  - 5. 10. 2 3次元CADのデータをそのまま使用できること、また線形静的構造解析機能、定常伝熱解析機能、熱応力解析機能、固有値解析機能、形状最適化機能、疲労解析機能、連成解析機能（熱・構造・固有値）を有すること。
  - 5. 10. 3 パーツモデル、アセンブリモデルの解析が可能であること。
  - 5. 10. 4 非線形性を考慮した面・面接触機能を有すること。
  - 5. 10. 5 要素タイプとして、シェル要素、六面体要素をサポートしていること。

- 5.10.6 アセンブリ解析はボンド結合のみでなく、接触を考慮できること。
- 5.11 CAE（熱流体解析）ソフト 56式
  - 5.11.1 3次元CADに完全統合された環境で、3次元CADのオプションのひとつとして動作するWindows準拠のシステムが装備されること。
  - 5.11.2 物性データベースの登録、修正が可能であること。
  - 5.11.3 プログラムがメッシュ作成を自動的に行うこと。
  - 5.11.4 材料物性値のユーザ定義機能が可能なこと。
  - 5.11.5 流れの状況を以下から選択できること。  
(外部流れ、内部流れ、外部流れと内部流れとの混在、2次元流れ、3次元流れ)
  - 5.11.6 流体の種類  
層流、乱流(K-eモデル)から選択できること。
  - 5.11.7 流体の密度を変化することができること(非圧縮性流体・亜音速・遷音速・超音速)
  - 5.11.8 熱移動解析(強制対流、自然対流、強制対流+自然対流、固体の熱伝導解析、連成熱移動)
- 5.12 クライアント管理システム
  - 5.12.1 SolidWorksの動作実績がある端末管理システムであること。
  - 5.12.2 クライアント管理システムサーバに障害が発生した場合でも、ワークステーションは利用できること。
  - 5.12.3 クライアント管理サーバに保存している雛形イメージのファイルはイメージ間の重複排除機能や差分管理などによりネットブートサーバのストレージを効率的に使用すること。また、イメージファイル内の利用していない領域は複数イメージ間で自動的に再利用を行い、空き容量を確保するためのメンテナンスの頻度を抑えることが可能であること。
  - 5.12.4 管理画面は日本語に対応していること。
  - 5.12.5 管理画面はブラウザよりアクセス可能であること。なお、端末依存が無いこと。
  - 5.12.6 PCに配信したOS上で、OSイメージのキャッシュ状況や現在稼働しているOSイメージの世代が確認可能であること。
  - 5.12.7 管理者アカウントを複数追加でき、管理者ごとに管理可能な雛形イメージやPC、利用可能な機能を制限可能なこと。
  - 5.12.8 クライアント管理サーバから雛形イメージを配信する際に、帯域制限を行うことができること。
  - 5.12.9 障害通知機能を備えメール等によりクライアント管理サーバおよびPCの障害を管理者に通知可能なこと。
  - 5.12.10 PCの起動時間、ログイン時間をモニタリングし管理者の指定した閾値以上の時間がかかった場合、管理者に通知を行う機能を備えること。
  - 5.12.11 クライアント管理サーバのログはSyslogサーバに転送する機能を備えること。

- 5.12.12 クライアント管理サーバ上に保存されている雛形イメージは最大 30 世代まで保持可能であること。
- 5.12.13 雛形イメージの世代管理はクライアント管理サーバ上で自動的に行われ、ユーザによる特別な操作を必要としないこと。また必要に応じ任意の世代を削除されないよう保護することができること。
- 5.12.14 雛形イメージの特定の世代をもとに、依存関係のない別の雛形イメージに複製ができること。また、複製の際に別の機種用のイメージとして複製が可能であること。なお、複製後の雛形イメージが必要とする容量は、複製元と重複する部分を除いて最低限の容量のみとすること。
- 5.12.15 PC は必要に応じ教室単位など任意のグルーピングを行い、グループ単位で管理できること。
- 5.12.16 PC の起動状態、ログイン状態、利用 OS イメージなどを管理画面より確認できること。
- 5.12.17 PC の起動/終了/ログイン/ログオフ、アプリケーションの起動/終了/起動回数、ブラウザでアクセスした URL へのアクセス履歴、外部メディア利用履歴を取得でき、CSV 形式で出力可能なこと。
- 5.12.18 管理者が指定した任意のスケジュールやタイミングで PC の起動/終了/ログイン/ログオフ/自動更新/起動 OS イメージ・世代の切り替え/コマンドの実行を行えること。またこれらを組み合わせ、タスクを自動化し管理者の負担を軽減すること。
- 5.12.19 Windows イメージを利用する PC がドメインに参加しドメインで管理できるよう、指定した Active Directory にコンピュータアカウントを作成する機能を有していること。
- 5.12.20 PC がそれぞれ異なる Active Directory のドメインに参加していても、クライアント管理サーバのシステムを分けることなく一元的に管理が可能なこと。
- 5.12.21 必要に応じてコア技術も含めた機能改修が可能な製品であること。
- 5.12.22 無線 LAN で利用するノート PC・タブレットや有線 LAN で利用するデスクトップ PC などを、単一のソフトウェアで管理できること。別々のシステム・パッケージで管理するのではなく同一のシステム・パッケージで管理し、一元的に管理できること。
- 5.12.23 無線 LAN 経由での雛形イメージ配信が可能であり、ネットワークに負荷を与えないよう差配信が可能であること。また、無線 LAN 経由で PC の起動状態の取得が可能であること。
- 5.12.24 OS イメージの稼働にハイパーバイザ等を用いず、PC の持つ機能を制限なく利用可能であること。
- 5.12.25 Wake On Lan に対応し、マジックパケットにより有線 LAN 経由での遠隔電源 ON を行えること。
- 5.12.26 100 台の PC を同時起動しても 1 台のみ起動した場合と同等な時間で起動すること。
- 5.12.27 クライアント管理サーバと通信できない環境であっても PC が利用可能であること。
- 5.12.28 DHCP サーバを用意していないネットワークでも利用できるよう、クライアント管理サーバで指定した IP アドレスを PC 自身が保持し、固定 IP アドレスとして設定すること

で DHCP サーバを利用することなくネットワーク接続できること。

- 5.12.29 PC のストレージ障害により、キャッシュ済みの OS イメージから起動できない場合自動的にクライアント管理に切り替えクライアント管理サーバより OS イメージを取得し PC を起動・利用が可能なこと。
- 5.12.30 PC の障害により交換が必要となった場合、作業者によるクライアント管理サーバの最小限の設定変更と交換 PC の操作のみで、OS イメージの配信が可能であること。
- 5.12.31 PC はクライアント管理サーバより OS イメージを取得しキャッシュを行うこと。また起動時はキャッシュした OS イメージから起動することでクライアント管理サーバやネットワークに負荷をかけず起動すること。
- 5.12.32 PC の再起動を行うことで、利用中に行った OS イメージへの変更を元に戻す環境復元機能を備えること。また環境復元機能は必要に応じ PC 単位もしくはグループ単位で ON/OFF できること。
- 5.12.33 有線 LAN/無線 LAN 接続どちらであっても、雛形イメージへ行われた更新は、差分管理によって最小限のネットワーク負荷および時間で PC に反映されること。また反映時に PC が利用不可能にならないこと。
- 5.12.34 PC から他の PC へ OS イメージを再配信する機能を有すること。
- 5.12.35 スケジュール設定により、特定の日時や曜日、時間帯などで選択・起動可能な OS イメージを設定できること。また同様に利用できないタイミングも設定できること。
- 5.12.36 1 台の PC を長時間利用しているユーザに対して、自動でログオフを行う機能を有すること。同じ PC に再度ログインを行っても、指定した時間が経過しないと PC を利用できないようにすること。
- 5.12.37 所持するライセンス数以上に利用できないようアプリケーションの起動を制御するライセンス管理機能を備えること。
- 5.12.38 ユーザが USB メモリや CD-R などの記憶媒体を PC に接続したままログオフやシャットダウンをした場合に警告を表示する記憶媒体の抜き忘れ防止機能を備えること。
- 5.12.39 警告を無視して抜き忘れした場合に備え、警告する機能あるいは管理者および忘れたユーザのメールに通知する機能を持つこと。
- 5.12.40 OS 起動時やログオン時に読み込むデータ順序を自動的に最適化し、経年による起動時間の劣化を防ぐ機能を有すること。
- 5.12.41 PC に外部接続する USB メモリや CD/DVD の光学メディアへの読み書き禁止、または、書き込み禁止を設定する機能を有すること。
- 5.12.42 PC を起動する際、OS が起動する前にメッセージを表示する機能を有しており、管理画面上にてメッセージ内容を編集できること。
- 5.12.43 ログイン直後にメッセージを表示する機能を有しており、管理画面上にてメッセージ内容を編集できること。
- 5.12.44 Windows Update を自動的に実行し、雛形イメージを定期的に更新する機能を持つこと。
- 5.12.45 Windows10 SAC を利用する場合、最小限の手順によって機能アップデートを実施で

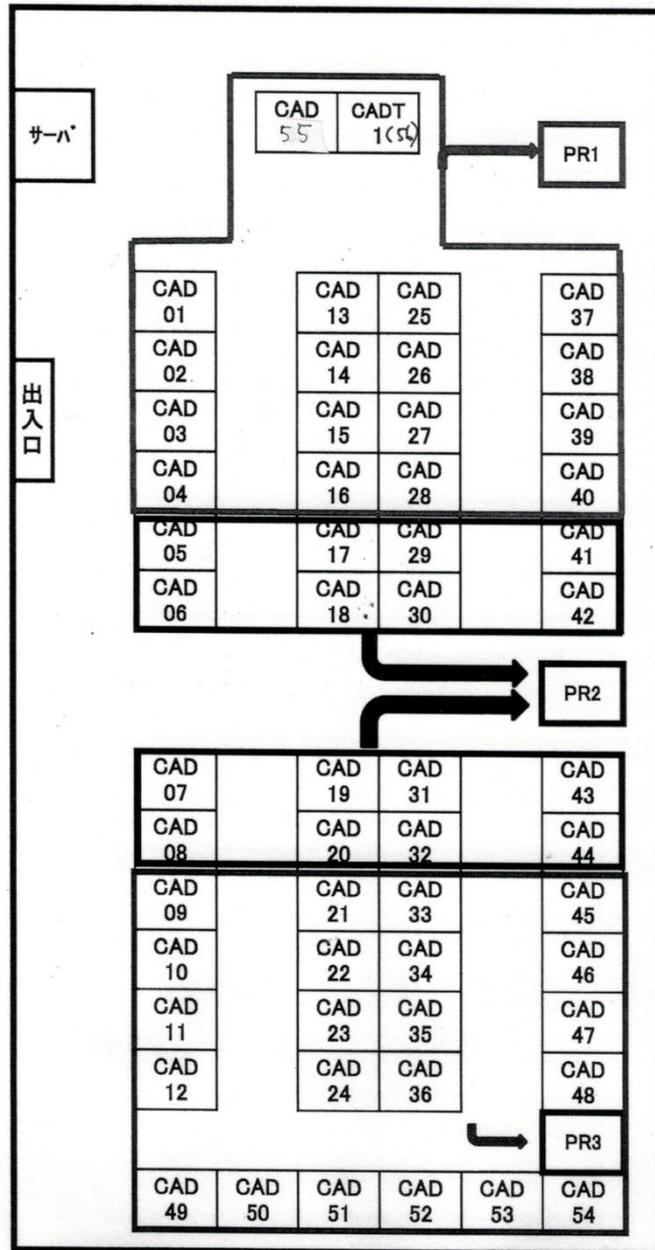
きること。

- 5.12.46 ウイルス対策ソフトのパターンファイルを自動的に更新し、雛形イメージを定期的に更新することができること。
  - 5.12.47 PCにキャッシュされたOSイメージは最大4世代まで保持可能で、保持している世代であればクライアント管理サーバ上での起動する世代を切り替えることにより再起動を行うことで再配信の必要なく即座に反映されること。
  - 5.12.48 指定した教室のPCのみ、起動するOSイメージの世代の切り替えが可能であること。この時、他のPCで起動するOSイメージの世代に影響を与えないこと。
  - 5.12.49 イメージ更新により新たな世代のOSイメージを作成した場合、PCにOSイメージの配信を行い、全てのPCへOSイメージの配信が完了した時点で、起動するOSイメージの世代を最新に切り替える機能を有すること。
  - 5.12.50 イメージ更新により新たな世代のOSイメージを作成した場合、全てのPCに配信する前に、指定した任意のPCでイメージの動作確認をするための機能を有していること。
  - 5.12.51 自動的にイメージを更新する機能を有し、イメージ更新中に任意のPowershell スクリプトを実行できること。
- 5.13 授業支援ソフト 1式
- 5.13.1 画面巡視が可能なこと。
  - 5.13.2 学生用ワークステーションのキーボード・マウスを遠隔でロックできること。
  - 5.13.3 PC電源のON/OFF/再起動ができること。
  - 5.13.4 インターネット閲覧制御機能があること。

以上

# 都立大学 教育用 CAD システム

## CAD 室(南大沢キャンパス 9-263) 構成・教室配置図(計画)



\* CADxx: CAD システムクライアント 2 台に 1 台の中間モニタ配置.

\* PRx: プリンタ

\* ネットワーク機器, 授業支援装置は記載外

## 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書

委託者から電子情報処理の委託を受けた受託者は、契約書及び仕様書等に定めのない事項について、この特記仕様書に定める事項に従って契約を履行しなければならない。

### 1 情報セキュリティポリシーを踏まえた業務の履行

受託者は、東京都公立大学法人情報セキュリティ基本方針の趣旨を踏まえ、以下の事項を遵守しなければならない。

### 2 業務の推進体制

(1) 受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行できる体制を整えるとともに、当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制及び作業場所についての記載並びにこの特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。

(2) (1)の事項に変更が生じた場合、受託者は速やかに変更内容を委託者に提出すること。

### 3 業務従事者への遵守事項の周知

(1) 受託者は、この契約の履行に関する遵守事項について、委託業務の従事者全員に対し十分に説明し周知徹底を図ること。

(2) 受託者は、(1)の実施状況を委託者に報告すること。

### 4 秘密の保持

受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

### 5 目的外使用の禁止

受託者は、この契約の履行に必要な委託業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、この契約の履行により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

### 6 複写及び複製の禁止

受託者は、この契約に基づく業務を処理するため、委託者が貸与する原票、資料、その他貸与品等及びこれらに含まれる情報（以下「委託者からの貸与品等」という。）を、委託者の承諾なくして複写及び複製をしてはならない。

### 7 作業場所以外への持出禁止

受託者は、委託者が指示又は承認する場合を除き、委託者からの貸与品等（複写及び複製したものを含む。）について、2(1)における作業場所以外へ持ち出してはならない。

### 8 情報の保管及び管理

受託者は、委託業務に係る情報の保管及び管理に万全を期するため、委託業務の実施に当たって以下の事項を遵守しなければならない。

#### (1) 全般事項

##### ア 契約履行過程

(7) 以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。

- a 委託業務を処理する施設等の入退室管理
- b 委託者からの貸与品等の使用及び保管管理
- c 仕様書等で指定する物件（以下「契約目的物」という。）、契約目的物の仕掛品及び契約履行過程で発生した成果物（出力帳票及び電磁的記録物等）の作成、使用及び保管管理
- d その他、仕様書等で指定したもの

(イ) 委託者から(ア)の内容を確認するため、委託業務の安全管理体制に係る資料の提出を求められた場合は直ちに提出すること。

#### イ 契約履行完了時

(ア) 委託者からの貸与品等を、契約履行完了後速やかに委託者に返還すること。

(イ) 契約目的物の作成のために、委託業務に係る情報を記録した一切の媒体（紙及び電磁的記録媒体等一切の有形物）（以下「記録媒体」という。）については、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。

(ウ) (イ)の消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。

(エ) この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。

#### ウ 契約解除時

イの規定の「契約履行完了」を「契約解除」に読み替え、規定の全てに従うこと。

#### エ 事故発生時

契約目的物の納入前に契約目的物の仕掛品、契約履行過程で発生した成果物及び委託者からの貸与品等の紛失、滅失及び毀損等の事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

#### (2) 個人情報及び機密情報の取扱いに係る事項

委託者からの貸与品等及び契約目的物に記載された個人情報は、全て委託者の保有個人情報である（以下「個人情報」という。）。また、委託者が機密を要する旨を指定して提示した情報及び委託者からの貸与品等に含まれる情報は、全て委託者の機密情報である（以下「機密情報」という。）。ただし、委託者からの貸与品等に含まれる情報のうち、既に公知の情報、委託者から受託者に提示した後に受託者の責めによらないで公知となった情報、及び委託者と受託者による事前の合意がある情報は、機密情報に含まれないものとする。

個人情報及び機密情報の取扱いについて、受託者は、以下の事項を遵守しなければならない。

ア 個人情報及び機密情報に係る記録媒体を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。

イ アの個人情報及び機密情報の管理に当たっては、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け個人情報及び機密情報の管理状況を記録すること。

ウ 委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。

エ 個人情報及び機密情報の運搬には盗難、紛失、漏えい等の事故を防ぐ十分な対策を講じること。

オ (1)イ(イ)において、個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法及び消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。

カ (1)エの事故が、個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合は、漏えい、滅失、毀損した個人情報及び機密情報の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

キ カの事故が発生した場合、受託者は二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、委託者に可能な限り情報を提供すること。

- ク (1)エの事故が発生した場合、委託者は必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。
- ケ 委託業務の従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。
- コ その他、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）に従って、本委託業務に係る個人情報を適切に扱うこと。

## 9 委託者の施設内での作業

- (1) 受託者は、委託業務の実施に当たり、委託者の施設内で作業を行う必要がある場合には、委託者に作業場所、什器、備品及び通信施設等の使用を要請することができる。
- (2) 委託者は、(1)の要請に対して、使用条件を付した上で、無償により貸与又は提供することができる。
- (3) 受託者は、委託者の施設内で作業を行う場合は、次の事項を遵守するものとする。
  - ア 就業規則は、受託者の定めるものを適用すること。
  - イ 受託者の発行する身分証明書を携帯し、委託者の指示があった場合はこれを提示すること。
  - ウ 受託者の社名入りネームプレートを着用すること。
  - エ その他、(2)の使用に関し委託者が指示すること。

## 10 再委託の取扱い

- (1) 受託者は、この契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。
- (2) (1)の書面には、以下の事項を記載するものとする。
  - ア 再委託の理由
  - イ 再委託先の選定理由
  - ウ 再委託先に対する業務の管理方法
  - エ 再委託先の名称、代表者及び所在地
  - オ 再委託する業務の内容
  - カ 再委託する業務に含まれる情報の種類（個人情報及び機密情報については特に明記すること。）
  - キ 再委託先のセキュリティ管理体制（個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。）
  - ク 再委託先がこの特記仕様書の1及び3から9までに定める事項を遵守する旨の誓約
  - ケ その他、委託者が指定する事項
- (3) この特記仕様書の1及び3から9までに定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

## 11 実地調査及び指示等

- (1) 委託者は、必要があると認める場合には、受託者の作業場所の実地調査を含む受託者の作業状況の調査及び受託者に対する委託業務の実施に係る指示を行うことができる。
- (2) 受託者は、(1)の規定に基づき、委託者から作業状況の調査の実施要求又は委託業務の実施に係る指示があった場合には、それらの要求又は指示に従わなければならない。
- (3) 委託者は、(1)に定める事項を再委託先に対しても実施できるものとする。

## 12 情報の保管及び管理等に対する義務違反

- (1) 受託者又は再委託先において、この特記仕様書の3から9までに定める情報の保管及び管理等

に関する義務違反又は義務を怠った場合には、委託者は、この契約を解除することができる。

- (2) (1)に規定する受託者又は再委託先の義務違反又は義務を怠ったことによって委託者が損害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

### 13 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償を請求することができる。
- (2) (1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

### 14 著作権等の取扱い

この契約により作成される納入物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 受託者は、納入物のうち本委託業務の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (2) (1)の規定は、受託者の従業員、この特記仕様書の10の規定により再委託された場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (3) (1)及び(2)の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。
- (4) 受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用权、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。
- (5) (4)は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。
- (6) 本委託業務の実施に伴い、特許権等の産業財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。
- (7) 納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

### 15 運搬責任

この契約に係る委託者からの貸与品等及び契約目的物の運搬は、別に定めるものを除くほか受託者の責任で行うものとし、その経費は受託者の負担とする。

### 16 書面による提出（報告）と受領確認

当該契約において、受託者から書面により提出を求める事項は、本仕様書の記載に関わらず、別添「電子情報処理委託に係る（標準）特記仕様書 チェックシート」により定めるものとする。

委託者は、受託者から提出された書面について、当該チェックシートを用いて受領確認を行う。

# 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書 チェックシート

東京都立大学法人

## 件名 教育用CADシステムの借入れ(長期継続契約)

当該契約において、受託者は「提出の要否」欄の口をチェックが入った事項は、書面により委託者へ提出(報告)すること。

委託者は、受託者から提出された書面に必要事項が記載されていることを確認し、受領確認欄の口をチェックを入れること。

| 事項                    |                                   | 特記仕様書の内容<br>(根拠: 標準特記仕様書該当箇所)   | 提出時期  | 提出の<br>要否                           | 受領<br>確認                 |
|-----------------------|-----------------------------------|---|---|-------------------------------------|--------------------------|
| 1 業務の推進体制表            |                                   |   |   |                                     |                          |
| ①                     | 業務責任者(職・氏名)                       | 当該業務に関する責任者、作業体制、連絡体制、作業場所を書面にし、委託者に提出すること。(根拠: 2(1)、(2))<br><br>(提出事例)<br>①から④までを記載した連絡体制表など   | 契約締結後直ちに提出すること。<br>なお、変更が生じた場合は速やかに変更内容を提出すること。 | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 作業体制表                             |   |   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③                     | 連絡体制表                             |   |   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④                     | 作業場所                              |   |   | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| 2 誓約書                 |                                   | 特記仕様書を遵守し業務を推進する旨の誓約を書面にし、委託者に提出すること。(根拠: 2(1))   | 契約締結後直ちに提出すること。                                 | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 3 遵守事項の周知状況報告書        |                                   | 契約の履行に関する遵守事項について、業務従事者全員へ周知徹底し、実施状況を委託者に報告すること。(根拠: 3(2))<br><br>(提出事例)<br>業務従事者名簿兼周知状況報告書など   | 実施後速やかに報告すること。                                  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| 4 安全管理体制に係る資料         |                                   | 受託者は、以下の事項について安全管理上必要な措置を講じること。(根拠: 8(1)(イ))<br>a委託業務を処理する施設等の入退室管理、b委託者からの貸与品等の使用及び保管管理、c仕様書等で指定する物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理、dその他仕様書等で指定したもの | 提出を求められた場合は直ちに提出すること。                           |                                     |                          |
| ①                     | 作業場所等の入退室管理記録                     | (提出事例)<br>①出退勤管理簿、施設等使用簿など  |   | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 貸与品等の使用及び保管管理記録                   | ②貸与品等使用簿、貸与品貸出簿など   |   | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ③                     | 物件、仕掛品、成果物の作成、使用及び保管管理記録          | ③物件等の受払簿など  |   | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| 5 消去結果報告書             |                                   | 記録媒体について、契約履行完了後に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る全ての情報を復元できないよう消去すること。(根拠: 8(1)イ(ウ))<br>消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報項目、数量、消去方法、消去日等を明示した書面で委託者に報告すること。      | 契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)                   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 6 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書 |                                   | この特記仕様書の事項を遵守した旨を書面で報告すること。また、再委託を行った場合は再委託先における状況も同様に報告すること。(根拠: 8(1)イ(エ))   | 契約履行完了後速やかに提出すること。(契約解除時も同様。)                   |                                     |                          |
| ①                     | 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書               |   |   | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 履行完了に伴う特記仕様書遵守状況報告書(再委託先の遵守状況報告書) |   |   | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |

|                       |                  |  |  |                                     |                          |
|-----------------------|------------------|--|--|-------------------------------------|--------------------------|
| 7 事故報告書               |                  | 事故が生じたときには、その事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(1)エ)   | 事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 8 個人情報等管理記録           |                  | 個人情報及び機密情報の管理状況の記録<br>ア個人情報及び機密情報に係る記録媒体を施錠できる保管庫又は施錠及び入退室管理の可能な保管室に格納する等適正に管理すること。イアの管理に当たっては、管理責任者を定め、台帳等を設け管理状況を記録すること。委託者から要求があった場合又は契約履行完了時には、イの管理記録を委託者に提出し報告すること。(根拠:8(2)ウ)<br>(提出事例)<br>②個人情報等使用簿、保管状況管理簿など  | 委託者から要求があった場合又は契約履行完了後速やかに提出すること。  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ①                     | 管理責任者(職・氏名)      |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 個人情報等の使用及び保管管理記録 |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| 9 個人情報等消去申告書及び消去結果報告書 |                  | 個人情報及び機密情報に係る部分については、あらかじめ消去すべき情報項目、数量、消去方法、消去予定日等を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得るとともに、委託者の立会いのもとで消去を行うこと。(根拠:8(2)オ)   | 消去前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得ること。   | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 10 個人情報等事故報告書         |                  | 個人情報及び機密情報の漏えい、滅失、毀損等に該当する場合、個人情報等の項目、内容、数量、事故の発生場所及び発生状況等を詳細に記載した書面をもって、遅滞なく委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。(根拠:8(2)カ)  | 事故が発生した場合、遅滞なく報告すること。  | <input checked="" type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 11 教育及び研修計画及び実施状況報告書  |                  | 業務従事者に対し、個人情報及び機密情報の取扱いについて必要な教育及び研修を実施すること。なお、教育及び研修の計画及び実施状況を書面にて委託者に提出すること。(根拠:8(2)ケ)   | 研修計画は契約締結後、研修実施状況報告書は実施後、速やかに提出すること。<br>なお、業務の推進体制に変更があった場合、速やかに変更内容を提出すること。 | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ①                     | 個人情報等研修計画        | (提出事例)<br>①研修計画書<br>②研修実施状況報告書   |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 個人情報等研修実施状況報告書   |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| 12 再委託届出書             |                  | 再委託を行う場合、あらかじめ再委託を行う旨を書面にて申し出て、委託者の承諾を得なければならない。<br>(以下、記載事項)<br>ア再委託の理由、イ再委託先の選定理由、ウ再委託先に対する業務の管理方法、エ再委託先の名称、代表者及び所在地、オ再委託する業務の内容、カ再委託する業務に含まれる情報の種類(個人情報及び機密情報については特に明記すること。)、キ再委託先のセキュリティ管理体制(個人情報、機密情報、記録媒体の保管及び管理体制については特に明記すること。)、ク再委託先がこの特記仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約、ケその他、委託者が指定する事項(根拠:10(1)、(2)) | 再委託前にあらかじめ申し出て、委託者の承諾を得なければならない。   | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ①                     | 再委託届出書           |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ②                     | 誓約書(再委託先)        |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ③                     | その他委託者が指定する事項    |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| 13 その他                |                  | 電子情報処理委託に係る標準特記仕様書に記載のない追記事項   |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ①                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ②                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ③                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ④                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |
| ⑤                     |                  |  |  | <input type="checkbox"/>            | <input type="checkbox"/> |